

## 青森県教育委員会第894回定例会会議録

1 期 日 令和5年7月5日（水）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後1時38分

4 場 所 教育庁教育委員会室

### 5 議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

議案第1号 青森県立図書館協議会委員の人事について・・・・・・・・・・原案決定

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

### 6 出席者等

・出席者の氏名

野澤正樹（教育長職務代理者）、平間恵美、戸塚 学、新藤幸子、安田 博

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

小坂教育次長、高橋教育政策課長、早野職員福利課長、嵯峨学校教育課長、吉川教職員課長、木村学校施設課長、小館生涯学習課長、伊藤スポーツ健康課長、坂本文化財保護課長、外崎高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

新藤委員、安田委員

・書記

小林浩一、小路口晶子

## 7 会 議

### 事務局からの報告

(小坂教育次長)

学校職員の逮捕について、御報告する。

既に報道により御存知のことと思うが、去る6月14日、県内の小学校教諭が建造物侵入及び強制わいせつの疑いにより逮捕された。

今回の事件が事実とすれば、児童を指導し守るべき立場にある教員として、絶対にあるまじき行為であり、極めて遺憾である。

今後は早急に事実関係を確認の上、厳正に対処して参る。

## 8 議 事

### 報告第1号 議案に対する意見について

(早野職員福利課長)

議案に対する意見について、御説明する。

この度の案件は、県議会第314回定例会に提出される「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」及び「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、過日、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」についてであるが、この条例は、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の法令上の区分が「新型インフルエンザ等感染症」から季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に移行したことにより人事院規則において防疫等作業手当の特例が改正されたことから、人事院規則に準じ、職員の特殊勤務手当に関する条例の附則に置かれている新型コロナウイルス感染症防疫作業に係る感染症等防疫作業手当の特例規定を廃止し、廃止後に再び当該特例のような規定が必要となった場合に迅速に対応できるよう同条例の本則中に特定新型インフルエンザ等に係る特殊勤務手当の規定を整備するものである。

次に、「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」についてであるが、この条例は、常勤の特別職である知事、副知事、病院事業管理者、教育長及び常勤の代表監査委員は、これまで通勤手当の支給対象外とされてきたが、国の特別職及び他の都道府県の常勤の特別職の多くが通勤手当の支給対象とされている実態にあることから、本県においても国等に準じ、常勤の特別職を通勤手当の対象とするよう整備するものである。

(教育長職務代理者)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

## 議案第1号 青森県立図書館協議会委員の人事について

(小館生涯学習課長)

この度、青森県立図書館協議会委員のうち、社会教育関係者として委員を務める平井美史委員から辞職願が提出されたことからこれを承認するものである。

なお、平井委員は公募によって選考した委員であるため、後任も公募によって選考することとしている。

(教育長職務代理者)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号については原案のとおり決定する。

## その他 職員の懲戒処分の状況について

(教育長職務代理者)

職員の懲戒処分の状況については、資料のとおりである。何か質問、意見はあるか。

職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。